

東京産農産物の流通促進事業実施要綱

4産労農安第1496号

令和5年3月17日

第1 目的

この要綱は、東京産農産物の円滑な都内流通を図るため、農業者や卸売事業者等から東京産農産物の仕入等を行い、都内の小売店、飲食店等の食品事業者や消費者に販売等を行う食品流通事業者の地産地消の取組に対して支援する「東京産農産物の流通促進事業」の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 事業の内容

東京産の農産物の仕入等により、都内の小売店、飲食店等の食品事業者や消費者に販売等を行う食品流通事業者の新たな事業計画に対して、事業化に必要な経費の一部を補助する。

第3 事業実施主体

事業実施主体は、東京産の農産物の仕入等を行い、都内の小売店、飲食店等の食品事業者や消費者に販売等を行う事業を新たに取り組む民間企業等とする。

第4 審査会

- 1 東京都は第2に規定する事業計画等の審査を行うため審査会を設置する。
- 2 審査会に必要な事項は別に定める。

第5 措置

知事は、別に定めるところにより毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について補助するものとする。

なお、補助対象経費については、別に定める。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。